

## 委託仕様書

### 1 委託業務名

元京都市ラクト健康・文化館 プール躯体塩害調査業務委託

### 2 履行場所

元京都市ラクト健康・文化館

(京都市山科区竹鼻竹ノ街道町91番地 ラクトB 5・6階)

#### 【施設概要】

|       |              |  |
|-------|--------------|--|
| 一棟の建物 | 所在           | 京都市山科区竹鼻竹ノ街道町91番地                      |
|       | 建物の名称        | ラクトB                                   |
|       | 構造           | 鉄骨鉄筋コンクリート造陸屋根<br>地下4階付9階建             |
|       | 延床面積<br>(公簿) | 50,220.92㎡                             |
| 専有部分  | 用途地域         | 商業地域<br>建ぺい率80% 容積率600%<br>(現状の建物も同数値) |
|       | 種類           | スポーツセンター                               |
|       | 床面積<br>(公簿)  | 5階部分 1,367.07㎡                         |
|       |              | 6階部分 1,172.09㎡                         |
| 建築年   | 平成10年6月15日   |  |
| 延床面積  |              | 2,539.16㎡                              |

位置図



### 3 履行期間

契約の日の翌日から令和8年10月31日まで

### 4 業務の目的

本業務の対象となる元京都市ラクト健康・文化館については、山科図書館の移転・機能充実と、本市の東部地域初となる大型の子どもの屋内遊び場を中心に活用(用途変更)することとし、令和7年度に「山科駅前遊びと学びの拠点複合施設(仮称)整備・運営構想」を策定した。

元京都市ラクト健康・文化館は、5階は主にスポーツジム、6階は主にプール、コミュニティールの機能を持つ室で構成されているが、プールについては、水に含まれる塩素成分により躯体の鉄筋や鉄骨が腐食(いわゆる「塩害」)を起こしている可能性がある。

本業務は、その腐食(塩害)の度合いを調査し、今後改修工事の設計を行うにあたり、構造補強等の必要性を判断するための資料とすることを目的とする。

### 5 業務範囲

「施設平面図・断面図」別紙1 のとおり

## 6 業務内容

### (1) 柱のコンクリート中の塩化物量調査

プールの室内に面する柱（鉄骨鉄筋コンクリート造）について、コンクリート中の塩化物量を測定し、プール水の塩素成分の影響により柱内の鉄筋や鉄骨が劣化している可能性の有無<sup>\*</sup>について調査する。

※ 「コンクリート中の塩分総量規制及びアルカリ骨材反応抑制対策に関する懇親会 塩分規制に関する報告書」（平成14年9月20日 国土交通省・社団法人日本コンクリート工学協会）P3 表2-1 基準規制値の現状 参照

#### ア 調査・測定方法

柱からコンクリートコアを採取し、JIS A 1154（硬化コンクリート中に含まれる塩化物イオンの試験方法）により塩化物量を測定する。なお、コア試料のサイズはφ50～100mm、深さは60～100mm程度の範囲で3深度採取とする。

#### イ 測定部位及び測定箇所数

測定部位：「施設平面図・断面図」別紙1 に図示のとおり

なお、詳細部位については本市担当者と協議のうえ決定とする。

測定箇所数：1か所

#### ウ その他

- ・コアの採取と併せて、はつり作業等によりコンクリート中の鉄筋の腐食状況を調査すること。
- ・コアの採取に際しては、予め鋼材探査を行う等により柱内の鉄筋、鉄骨を損傷させないようにすること。
- ・コアの採取跡やはつり作業跡は、無収縮モルタル充填等により補修すること。

### (2) 屋根梁の腐食度調査

プールの室内に面する屋根梁（鉄骨造）について、健全部の鋼材厚さを測定して板厚の設計値に対する腐食部分の割合（腐食量）を調べることで、プール水の塩素成分の影響により鉄骨の強度低下（健全部分の断面欠損等）を起こしている可能性の有無について調査する。

#### ア 調査・測定方法

非破壊による方法とすること（超音波肉厚計等を使用）。

#### イ 測定部位及び測定箇所数

測定部位：「施設平面図・断面図」別紙1 に図示のとおり

なお、詳細部位については本市職員と協議のうえ決定とする。

測定箇所数：8か所（発錆のある大梁、小梁）

#### ウ その他

- ・表層の錆等は除去したうえで測定を行うこと。
- ・測定にあたって表面塗装等を除去する場合は、測定後復旧すること。
- ・大梁と小梁との接合部で発錆のある箇所について、目視による状況調査を行うこと。

### (3) 調査報告書の作成

報告書は以下の内容を含むものとする。

ア (1)(2)の調査・測定結果 ((1)についてはコンクリート表面からの深さと塩化物イオン含有量の関係がわかる資料、(2)については鋼材の肉厚設計値と測定値との関係がわかる資料を含むこと)

イ 調査・測定作業写真（作業着手前、作業中、作業完了時、コアの採取・塗膜等の除去及び復旧状況）※各写真の作業日及び作業内容がわかるようにすること。

ウ 復旧材料が確認できるもの（仕様書、カタログ等）

## 7 提出書類

### (1) 受注者は、契約締結後、速やかに次の書面を提出しなければならない。

- ア 業務工程表
- イ 業務責任者届

受注者は、委託業務を実施するに際して、当該業務を実施する責任者（以下「業務責任者」という。）を書面により発注者に届け出るものとする。業務責任者を変更するときも同様とする。

### (2) 受注者は、調査（実作業）の着手前に以下を文書化した業務計画書を提出しなければならない。

- ア 業務概要（1～6を簡潔にまとめたもの）
- イ 調査手順（6(1)(2)各調査の実作業手順を示したもの）
- ウ 調査体制（6(1)(2)各調査の人員体制等を示したもの）
- エ 使用資機材説明（6(1)(2)各調査で使用する具体的な資機材を示したもの）
- オ 作業工程表（実際の作業予定を示したもの）
- カ アからオに関する図面（具体的な測定箇所等を図示すること）

### (3) 受注者は、業務完了時に次の書面を提出しなければならない。

- ア 業務完了届
- イ 調査報告書（6(3)によるもの）
- ウ 請求書
- エ その他本市担当者が指定するもの（イに関連する資料）

## 8 借用・作業条件等

### (1) 電力、用水

受注者は、業務に必要な電力及び用水については、施設管理者と協議のうえ有償にて借用できる。借用に当たっては、事前に委託者の承諾を得るとともに、本市担当者の指示に従わなければならない。指示に反するときは、発注者は借用を取り止めることができる。

### (2) 仮設材及び工具類

業務に必要な仮設材及び工具類は、受注者において準備すること（測定部位については、脚立足場または移動式足場（ローリングタワー）が使用可能な範囲で想定している）。

なお、施設にある乗用エレベータ（No.5号機、No.6号機）は、下階商業施設の営業時間帯（10:00～22:00）を除き、資機材等の搬出入に利用可とする（搬出入に必要となる養生は受注者において行うこと。また具体的な使用時間については監督員と協議すること）。

### (3) その他

受注者は、業務の履行に伴い廃材が発生する場合は、関係法令等に従い適切に処理すること。

## 9 契約の履行

### (1) 契約内容の変更

発注者は、この契約締結後の事情により、委託業務の内容の全部若しくは一部を変更し、又は業務を一時停止させることができる。この場合において、委託料又は委託期間を変更する必要があるときは、発注者・受注者が協議して書面によりこれを定めるものとする。

### (2) 支払い条件

業務完了後、本市担当者により適切に業務が履行されていることを確認のうえ、本業務に係る経費を支払う。

## 10 秘密の保持

### (1) 秘密保持の義務

発注者及び受注者は、本業務を通じて知り得た個人情報等の業務上の秘密を外部に漏らす及び他の目的に使用してはならない。本業務の履行において再委託を行う場合は再委託の相手方も同様の義務を負い、この違反について受注者はその責を免れない。

### (2) 契約終了又は解除の場合

前項の規定は、契約が終了又は解除された後においても同様とする。

## 11 その他

本仕様書に定めのないことやその他詳細については、本市に確認を行うこと。